

対応の実際

<管理職>

- ・ 該当児童に対し、アレルギー除去が確実に行われているか、管理・監督を行う。
- ・ 万が一、誤食が起こった場合には、職員に対し、児童の対応指示を行う。

<学級担任>

- ・ 除去食チェックファイルを確認し、押印する。
- ・ 該当児童にその日の除去の有無を伝え、除去がある場合には、確実に除去食が配膳されるようにする。また、その日のおかわりは一切しないようにする。
- ・ クラス児童が偏見を持つことなく、食物アレルギーについて正しく理解できるように指導する。
- ・ 出張等で補教者が給食指導にあたる場合、補教者へ児童の様子や除去状況等を連絡しておく。
- ・ 食後における児童の体調には、十分注意する。

<栄養士>

- ・ 保護者との「連絡ノート」にて保護者、学校との連絡を行う。ノートには、アレルギー食材にチェックを入れた献立表を貼付し、その日の除去状況を連絡する。
- ・ 学校長の指示のもと、高リスクの食材は使わないようにする。
- ・ 調理過程において、調理職員が確実に除去できるように指示を出す。
- ・ 除去食の最終チェックを調理員とともに行う。
- ・ 献立に変更があった場合や、通常と異なる形式の給食（兄弟学年給食等）の場合には、特に誤食がないか注意する。
- ・ 除去に栄養不足について、家庭で補うことができるように保護者に理解を求める。

<調理職員>

- ・ 栄養士の指示のもと、除去食の調理を行う。
- ・ 給食ワゴンは、学級担任に引き渡す時に、除去食について連絡を行う。
- ・ 除去食の最終チェックを栄養士とともに行う。

<養護教諭>

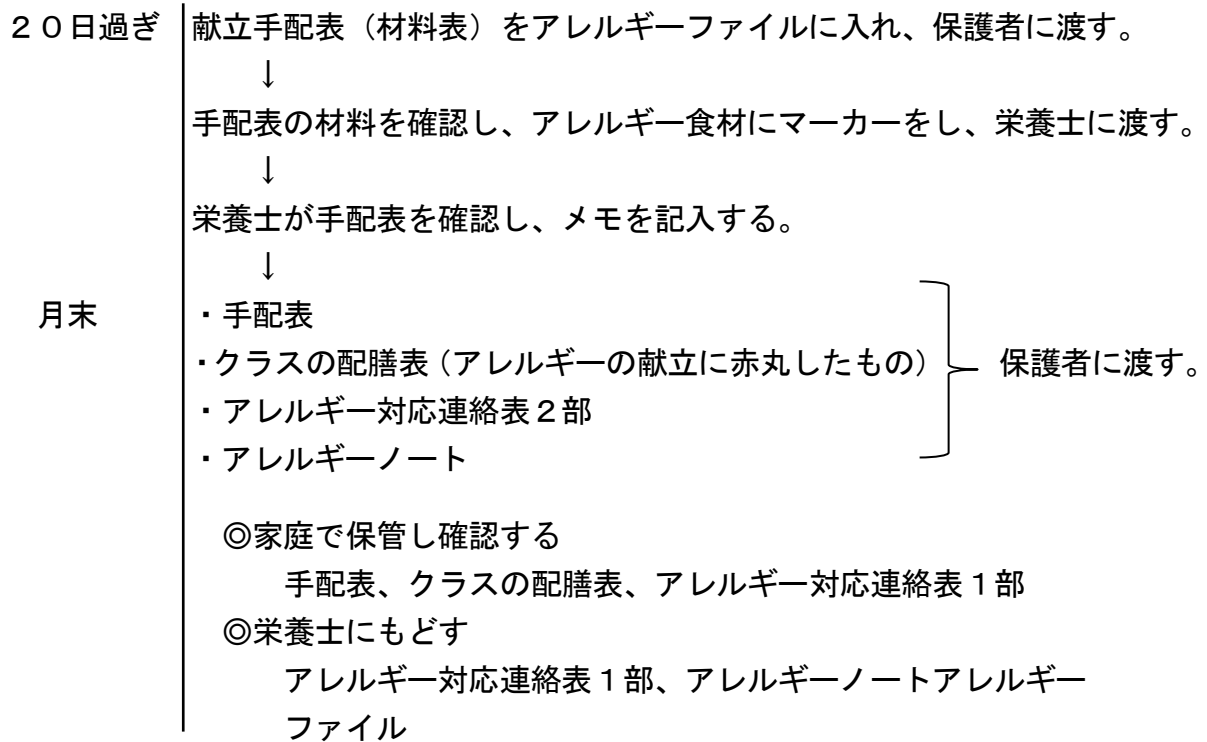
- ・ 日頃より食物アレルギーについて、理解を深め、当該児童はもちろん、過去に症状がなかった初発児童も見逃すことなく、適切な対応ができるようにする。
- ・ 預かり薬品の管理を行い、緊急時に対応できるようにする。

食物アレルギー対応の流れ

時 期	新1年生	すでに対応している児童
10月 ～2月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 配慮の必要な児童の把握 保護者の申し出 <就学時健康診断> <入学説明会> </div> <p>就学時健康診断や入学説明会の機会に、食物アレルギーがあり、除去対応が必要な児童は、申し出るように促す。</p>	
3月 ～4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 対応依頼書・学校生活管理指導表の提出 </div> <ul style="list-style-type: none"> • 食物アレルギー対応依頼書(新規) <div style="text-align: right;"><様式1-①></div> • 学校生活管理指導表 <様式2> • 食物アレルギー対応個人票<様式4> <p>※医師が学校での配慮を必要としないと診断した場合や家庭での管理を行っていない場合には、対応の対象外となる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 個別の面談 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○対象児童と保護者の情報を詳細に得る。(管理職・実務者) ○申請内容を正しく把握する。 食物アレルギー調査票<様式3> ○学校給食の提供までの流れや、学校及び給食室の現状を理解してもらう。 <p>※「対応できる内容」と「対応できない内容」について正確に伝え、理解を得る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 対応の検討 </div> <ul style="list-style-type: none"> ○提出書類をもとに「食物アレルギー対応委員会」で対応方法の検討をし、対応方針を決める。 <p>※担任を含め、次年度の担当者に正確に引き継ぐ。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 学校生活管理指導表の提出 </div> <ul style="list-style-type: none"> • 食物アレルギー対応依頼書(追加・継続・一部解除) <div style="text-align: right;"><様式1-①></div> • 食物アレルギー対応変更依頼書 <div style="text-align: right;"><様式1-②></div> • 学校生活管理指導表<様式2> <p>☆毎年、学校生活管理指導表を求め、経過による症状の軽症化によっては対応の見直しを検討する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 対応の検討(個別面談) </div> <ul style="list-style-type: none"> ○提出書類をもとに「食物アレルギー対応委員会」で対応方法の検討をし、対応方針を決める。 ○必要に応じて、保護者との面談の機会を持ち、児童の状況把握と対応について理解を得ることに努める。 <p>※担任を含め、次年度の担当者に確実に引き継ぐ。</p>

<p>4月 転入・新規は新1年と同様に迅速に対応</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">対応実施の決定</div> <p>○対応の決定は、学校長が行う。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">教職員の共通理解</div> <p>○新年度、給食開始までに校内で共通認識を図っておく。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>対応の開始 対応の評価・見直し・個別指導</p> </div> <p>○対応の経過等を個人票（様式4）に追記する。</p>
----------------------------------	---

《保護者との確認方法》



《除去食チェックファイル》

配膳車を引き渡す時に調理師から担任に渡す。

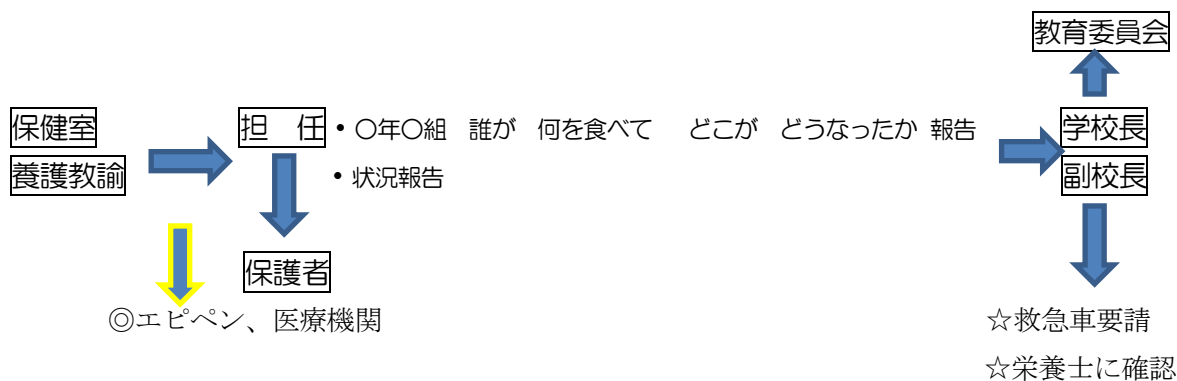
《担任と保護者にわたす盛り付け表》

アレルギーメニューに赤丸をつける。

《アレルギープレート、アレルギー確認表》

- ・アレルギー対応のある日は、給食室で一식을盛りつける。おかわりは禁止。
- ・アレルギーのあるメニューのお皿には表示プレートとフードカバーがしてあります。
- ・おぼん（黄色）のうえには確認表がのっているので、担任が確認し、アレルギー児童に渡す。

<食物アレルギーによるアナフィラキシーショック>



- ・呼吸困難・咳・喘鳴・嘔吐 エピペン
- ・だるさ・眠気・意識障害 医療機関等、皮膚・口腔以外の症状が出現した時
(意識なし→気道確保)

養護教諭在校時

- 養護教諭は傷病の状況や程度を判断し、救急処置を行い、傷病の程度を、学校長・副校長・学級担任に報告する。保護者への連絡は、状況を把握している学級担任が行う。
- 保護者への児童の引渡しは、校内または保護者が希望した医療機関で行う。傷病の状況や程度によっては、確定診断・処置が終了するまで同行し、保護者とともに医師より診断結果を聴取し指示を受ける。
- 必要に応じ、学校長判断で、救急車を要請する。(手配は学校長・副校長)

養護教諭不在時

- 学級担任または副校長が養護教諭の任務を代行する。